

試験研究を行う地方独立行政法人に対する寄附金に係る 課税標準等の特例措置の拡充

第10次地方分権一括法により地方独立行政法人法を一部改正し、試験研究を行う地方独立行政法人の対象業務に出資に関する業務を追加したことに伴い、試験研究を行う地方独立行政法人が出資に関する業務を行う場合にも、寄附金に係る課税標準等の特例措置を講ずる。

現行制度

- 試験研究を行う地方独立行政法人のうち、定款に出資を行う旨の定めがないものに対する寄附金については、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する」法人への寄附であることから、所得税、法人税、個人住民税、法人住民税及び事業税上、課税標準等の特例措置（以下「特例措置」という。）が適用されている。
- 試験研究を行う地方独立行政法人のうち、定款に出資を行う旨の定めがあるものに対する寄附金については、特例措置が適用されていない。

改正内容

- 試験研究を行う地方独立行政法人のうち、定款に出資を行う旨の定めがあるものに対する寄附金についても、特例措置を適用。